

ファクシミリ送信票

送信年月日	平成15年4月30日	
あて先	所属 建築安全推進室 建築耐震スタッフ 様	FAX 054-221-3567 TEL 054-221-3292
送信者	所属 熱海土木事務所 担当	FAX 0557-82-9110 TEL 0557-82-9186
枚数	A4	(23) 枚 この送信票も枚数に含む。
MEMO		
送付内容: 伊豆山の弁明書の件について		
<p>いつもお世話になります。</p> <p>4月28日に郵送にて弁明書が届いたとのことなので、その写しを送付します。</p> <p>命令書の所内決裁は今日(4月30日)には取れると思いますので、発送は可能です。</p> <p>また、4月24日の電話対応記録について、メールにて送信します。</p>		

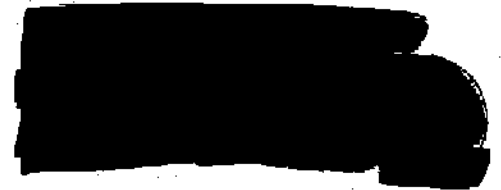
様式第12号(第16条関係)

弁 明 書

平成15年4月25日

静岡県知事 石川 嘉延 様

弁明者



行政手続法第29条第1項の規定により、次の通り弁明します。

弁明の件名	平成14年12月26日付け熱土第1022号で許可した宅地造成に関する工事に係る、宅地造成等規制法台13条台2項に基づく措置命令。
弁明の趣金の付与に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての弁明	<p>当該地は、すでに都市計画法に基づく工事中止命令に従い、工事を中止しております。</p> <p>また、弊社が施工者として信用に欠けるとのご判断により、現在、信用ある他社による当該地ならびに周辺の現況平面図作成のための測量を実施し、防災計画を作成しております。</p>
添付する証拠書類又は証拠物	ありません。



4130016

熱海市水口町13番15号

熱海土木事務所

建築住宅課
御中



<電話対応記録>

所 長	次 長	総 課 務 長	建 築 住 宅 課 長	都 市 計 画 課 長	課 僚	担 当

- 1 日 時 平成 15 年 4 月 24 日 (木) 15 : 50 頃
- 2 発信者 [REDACTED]
- 3 受信者 熱海土木事務所 建築住宅課 [REDACTED]
- 4 内 容 やりとりは、以下のとおり。

[REDACTED]
今日弁明書の提出日ですが、明日の午前中に提出に行きます。内容については、前回と同じような形のものです。

現在、東京のコンサルタントに防災計画を作ってもらっています。
どうせ弁明書を提出しても、直ちに中止命令がだされるんでしょ。
計画している防災計画に基づいて、協議して進めていく予定です。
明日うかがいますのでよろしく。

[REDACTED]
よろしくをお願いします。

<違反処理の流れ>

違反等の 問題事項	許可取得済の土地					無許可にて造成を行った土地				
	都市計画法	宅建法	風致地区条例	廃棄物処理法	宅建法	都市計画法	宅建法	風致地区条例	廃棄物処理法	宅建法
	適切な工事施工が行われているかについて疑義(盛土・擁壁等)	適切な工事施工が行われているかについて疑義(盛土・擁壁等)	許可内容と異なる造成の可能性 (ex. 保護区で道路造成等)	樹木の野焼きの可能性 樹木の盛土材への侵入 区域付近の放置車両	※ 販売は	無許可での宅建行為 (造成行為・地目変更)	無許可での宅建造成 (造成行為・地目変更)	許可内容と異なる造成	伐採樹木の処理方法	※ 販売は 無許可で造成行為の 計画に記載
H15.2.13	資料等の報告要求通知 (熱士72-16) 報告期限 H15.2.20 ※H15.2.13 送付					弁明の機会付与通知 (熱士72-17) 提出期限 H15.2.20 ※H15.2.13 送付				
H15.2.18	資料等の報告提出 ↓ 適切とは認められなかった					弁明書提出 ↓ 適切な弁明とはいえなかった				
H15.2.21	弁明の機会の付与通知 (熱士72-20) 提出期限 H15.2.27 ※H15.2.21 送付					都市計画法第81条に基づく工事停止 等の命令 (熱士72-21) ※H15.2.21 送付 → 関係行為の停止等命令 及び看板による公示 (2/26設置)				
H15.2.26						違反表示標識設置による公示				
H15.2.27	弁明書の提出 ↓ 内容不十分									
H15.2.28	都市計画法第81条に基づく工 事停止等の命令 (熱士72-22) ※H15.2.28 送付 → 関係行為の停止等命令 及び標識による公示 (3/7標識設置)									
H15.3.7	違反表示標識設置による公示									
H15.3.10						防災計画提出期日延期の要望書の提出 (緊急の応急措置計画のみ記載)				
H15.3.14		工事状況の報告要求通知 (宅建法18条) (熱士349) 報告期限 H15.3.20 ※ H15.3.14送付	行為内容についての報告 要求(行政指導) (熱士350) 報告期限 H15.3.31 ※ H15.3.14送付							
H15.3.17	防災計画提出されず (某所の壁に塗るとの申し出あり)									
H15.3.25		弁明書の提出 ↓ 内容不十分								
		(弁明の機会付与) ↓ (工事停止・防災工事の 命令(宅建法13条2項))					(工事状況の報告要求 (宅建法18条)) ↓ (弁明の機会付与) (工事停止命令 (宅建法13条2項))	(弁明の機会付与) ↓ (是正命令(現状回復・緑化))		